

交通局発注の随意契約に関する調査報告（最終報告）概要版

平成27年3月
大 阪 市

【これまでの審議経過】

OH26.11.11「交通局発注の随意契約調査の実施方針」の策定と先行して実施した調査状況の報告

OH26.12.16「第2次調査報告」

調査結果（裏面参照）及び交通局の改善策について

OH27. 1.30「第3次調査報告」

調査結果をふまえた問題点の原因と背景について

- 随意契約チェック機能の不備、
職員のコンプライアンス意識の不足及び契約事務に関する知識の不足

具体的な対応策・改善策について（現時点での実施状況）

- ① 全所属を対象とした取組み
 - ・契約関係諸規程の改正「公正契約職務執行マニュアル」「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」（実施済）
 - ・職員への研修の実施（実施済）
 - ・契約事務審査会の設置根拠規定の明確化「大阪市契約事務審査会運用指針」（H26年度中実施予定）
 - ・入札等監視委員会での各所属契約事務審査会審議状況のチェック強化（H27年4月実施予定）
 - ・契約事務研修の充実（H27年4月～実施予定）
 - ・関係ガイドライン等の改正「大阪市随意契約ガイドライン」「公正契約職務執行マニュアル」（H26年度中実施予定）
- ② 交通局の独自取組み
 - ・交通局契約事務審査委員会の審議体制強化（H26年度中実施予定・一部実施済）
 - ・随意契約結果の公表の徹底（実施済）
 - ・公募型プロポーザル方式等の適正な手続きの徹底（実施済）
 - ・調達課での契約事務の一元実施（実施済） など

【今回報告】

●アートフェスタイベントに関する外部監察チームからの報告書 H27.2.25 付

「外部監察チームの意見」の概要

- ① 平成25年4月ないし5月時点におけるアートフェスタ実施に関する合意成立の有無
その意思決定及び合意は存在しない。
- ② 800万円の支払いの適否
 - ・「アートフェスタに関する調査及び研究」は、各決裁からその内実、賠償金の支払いを目的とするものであり、「調査及び研究」に関する契約が成立したとは言えない。
 - ・「アートフェスタの実施に関する契約」についても、実施主体として予定されていた実行委員会が成立していない以上、契約当事者が存在せず、「アートフェスタの実施に関する契約」が締結されることはありえない。
 - ・したがって、交通局は契約関係上の損害賠償義務を負うことはない。
 - ・なお、イベントの中止による一切の法的責任を負わないとは言いきれず、生じた損害について信義則上の賠償責任を負う可能性は否定できない。
 - ・ただし、その範囲や金額は相当な範囲に限られ、今回支払われた800万円が損害賠償として適正であるか否かは重大な疑問がある。

●未利用地を活用した商業施設など検討業務の補足的調査について H27.3.12 付（交通局）

- ・受注業者の代表取締役と交通局長との関係については、過去に年一回程度は会食の機会があったが、交通局長就任後は挨拶をする機会があった程度で会食は行っておらず、利害関係にはないものと考えられる。

調査結果をふまえて、対応策・改善策の実施について、その進捗状況を把握しつつ取り組みの実行を徹底し、再発防止に努めてまいります。

(参考)

調査結果について（第2次調査報告抜粋）

(1) 事務処理上問題があるもの（規程整備もれや解釈誤り、事務手続きのミスなどによるもの）

① 契約事務審査会での調査・審議を行っていない案件

年度	H23	H24	H25	H26 上半期	計
交通局調達課で締結した契約	757件 /762件	981件 /991件	427件 /844件	288件 /491件	2,453件 /3,088件
交通局調達課以外の各課で締結した契約	57件 /57件	29件 /29件	28件 /28件	23件 /23件	137件 /137件
合計	814件 /819件	1,010件 /1,020件	455件 /872件	311件 /514件	2,590件 /3,225件

② 随意契約結果の公表がなされていない案件

年度	H23	H24	H25	H26 上半期	計
交通局調達課で締結した契約	309件 /762件	389件 /991件	306件 /844件	307件 /491件	1,311件 /3,088件
交通局調達課以外の各課で締結した契約	57件 /57件	29件 /29件	28件 /28件	23件 /23件	137件 /137件
合計	366件 /819件	418件 /1,020件	334件 /872件	330件 /514件	1,448件 /3,225件

③ プロポーザル・コンペ方式による手続きに改善が必要な案件

区分	H23	H24	H25	H26 上半期	計
契約事務審査会に公募型プロポーザル方式等の適用について付議されていない案件	7件 /7件	37件 /37件	24件 /24件	13件 /13件	81件 /81件
本市職員のみを委員として選定した案件	1件 /7件	3件 /37件	6件 /24件	6件 /13件	16件 /81件
選定結果（審査結果）の公表を行っていない案件	6件 /7件	33件 /37件	15件 /24件	1件 /13件	55件 /81件

(2) 随意契約理由の妥当性

種別（随意契約理由）	年度		計
	H25	H26 上半期	
①その性質又は目的が競争入札に適しないもの（第2号）	829件	494件	1,323件
②障害者支援施設等からの買入又は役務の提供（第3号）	1件	1件	2件
③緊急により競争入札ができないとき（第5号）	21件	9件	30件
④競争入札に付すことが不利と認められるとき（第6号）	21件	10件	31件
計	872件	514件	1,386件

()内は、随意契約ができる場合の根拠規程（地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号）

- ・上記については、書類上、一定の合理性が認められる。
- ・④のうち4件は、当初入札に付したが入札不調となるなど、急を要するためやむを得ず、近隣等の施工業者と随意契約を締結したものであるが、いずれも、契約事務審査会での調査・審議を行っておらず、競争性の確保や契約相手方選定方法など、随意契約の運用について検討が必要。

(3) 不適正な事案と認められるもの

事業名	契約年度	契約方式
110周年シンポジウム業務委託	H26	公募型プロポーザル方式

・平成26年11月18日付けの外部監察チームの報告書によると、審査委員である交通局職員Aの一連の言動は、本件プロポーザルの審査の公平性・透明性を害したことは確実であり、公正さに疑いを生じさせるものとしており、不適正な事案であると認定。

(4) 別途、調査を実施する必要があるもの ※外部監察チームにおいて調査を実施

事業名	契約年度	契約方式
アートフェスタ・イベント	H25	特名随意契約

- ・事業者からの提案を受けた時点でイベントを実施する方針を決定し、その後、当該事業者と実施に向けた打ち合わせを行うとともに、準備等に着手することを口頭で約束したものであるが、これらの意思決定の公文書が存在せず、意思形成プロセスが不明確。
- ・また、本件イベントの契約は決裁文書上、平成25年5月1日付で起案し、5月16日付で決裁、5月17日付で契約を締結したことになっているが、実際は平成25年10月28日に起案・決裁し、同日に契約を締結。
- ・決裁文書上の契約の内容と成果物が一致していると解することは困難。支払額の根拠は事業者が負担した実費相当額やキャンセル料の負担ということであるが、支払手続きの正当性や金額の妥当性など市民に対して説明責任を果たしていく必要あり。